

寄せられた相談をもとに、お答えします。

労働相談
Q&A

Q1

令和6年10月からパート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されると聞きましたが、なぜ被用者保険の適用拡大を進める必要があるのですか。

Q2

また、適用拡大の実施により、パート・アルバイトに対する厚生年金保険・健康保険の被保険者の資格取得要件はどのようなになり、何が変わるのか教えてください。

A1

政府においては、これまでも法律改正を通じて、短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大(以下「適用拡大」といいます。)の取組を進めてきており、その意義については、以下の点があるとされています。

- ① 被用者でありながら国民年金・国民健康保険加入となっている者に対して、被用者による支え合いの仕組みである厚生年金保険や健康保険による保障を確保することで、被用者にふさわしい保障を実現すること。
- ② 労働者の働き方や企業による雇い方の選択において、社会保険制度における取扱いによって選択を歪められたり、不公平を生じたりすることがないようにすること等により、働き方や雇用の選択を歪めない制度を構築すること。
- ③ 適用拡大によって厚生年金保険の適用対象となった者が、定額の基礎年金に加えて報酬比例給付による保障を受けられるようになること等を通じて、社会保障の機能を強化すること。

A2

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等(現在は被保険者数が101人以上の企業等:「特定適用事業所」といいます。)で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

＜加入対象(短時間労働者)の要件＞

- | | |
|--|---|
| ☐ 週の所定労働時間が20時間以上 | ☐ 2 カ月を超える雇用の見込がある |
| ☐ 所定内賃金が月額8.8万円以上 | ☐ 学生ではない |

●厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等について

適用事業所の厚生年金保険の被保険者(短時間労働者を含まない、共済組合員を含む)の総数(*)が1年のうち6カ月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

* 法人事業所の場合は、同一人格に属する(法人番号が同一である)すべての適用事業所の厚生年金保険被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の厚生年金保険被保険者となります。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

相談先 宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)

※詳細は、4 ページをご覧ください。

宮崎県中小企業労働相談所

検索

お問合せ先 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106